

令和6年度財政援助団体監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 団 体 名 一般社団法人黒石観光協会
- (2) 補助金の名称 令和5年度黒石市産業・観光振興等補助金
- (3) 補助事業名 黒石さくらまつり事業
- (4) 補助金の額 1, 126, 900円
- (5) 所 管 課 商工観光部観光課

3 監査の期間

令和6年9月12日から令和6年10月28日まで

4 監査の着眼点

(1) 所 管 課

- ア 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付の目的及び対象となる事業の内容は明確であり、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金の額の算定並びに補助金の交付の方法、時期及び手続は、適正に行われているか。
- エ 補助金の交付の対象となる事業の内容及び経費並びにその使途の適正性及び効果について、実績報告書により十分に確認されているか。
- オ 実績報告書の内容は、領収書等の証拠書類等との突合を行うなど十分に確認されているか。
- カ 補助金を交付する団体への指導監督は、適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書とは、符号するか。
- イ 補助金交付申請書の提出並びに補助金の請求及び受領は、適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- エ 出納の関係帳票等の整備及び記帳は、適正に行われているか。また、領収等の証拠書類の整備及び保存は、適切に行われているか。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。
- カ 現金、預金通帳、銀行印等の管理体制は、適切に行われているか。

5 監査の方法

本監査は、令和5年度における補助金の交付手続、受入れ、支出及び執行状況について、預金通帳、証拠書類等を審査し、所管課からの聴取を行った上で調査を実施した。

6 監査の結果

黒石さくらまつり事業の実施団体である一般社団法人黒石観光協会及び所管課に対して監査を行った結果、黒石市産業・観光振興等補助金交付要綱等に基づき、当該財政援助に係る出納その他の事務の執行に関する業務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

所管課における指導及び監督については、おおむね適切に行われているものと認めた。

なお、当該監査において注意を促した軽微な事項については、省略する。

今後も、当該補助金交付要綱の目的に沿って、補助金が効果的かつ効率的に活用されることを望むものである。